

# 建国大綱と中国国民党

味 岡 徹

## ***Fundamentals of National Reconstruction and the Chinese Nationalist Party***——

The Sun Yat-sen (孫逸仙, Sun Wen 孫文) era which comprises the first thirty years or so of the history of the Chinese Nationalist Party or Chungkuo Kuomintang (中國國民黨) was an important period which gave birth to the "Three Principles of the People" (三民主義) as well as to almost all the political theories and fundamental policies of the same Party. Among the basic policies formulated during this period that controlled the Party's government for twenty years were "*Fundamentals of National Reconstruction*" (建國大綱) drawn up in 1924.

The FNR was a program explaining the revolutionary process to be followed after the Nationalist Party, which at the time ruled the Canton province, set up the Nationalist Government and unified the entire country by armed force. It would exercise CNP dictatorial "political tutelage" (訓政) and finally actualize a multi-party government named "constitutional rule" (憲政). This program was actualized in 1928 after the unification of the nation and became one of the particular characteristics of the Nationalist Government's rule.

The purpose of this article is to investigate and summarize : 1) how the FNR came into being, 2) what role the established FNR later played in the CNP government.

The article is divided into three sections. Section I makes clear how, in January, 1924, Sun Yat-sen drew up the FNR, and at the first Party Congress held in the same month, proposed that it be included in a resolution to set up a Nationalist Government, but how, because of few supporters, it was not adopted. Section II presents how Sun Yat-sen published the FNR in the newspapers without the approval of the Party, and further, how, in September of the same year, with the outbreak of civil war in Northern China, he, under the title of Generalissimo of the Canton government, established the FNR. In Section III I referred to the fact that Sun Yat-sen, at his demise in March of the following year (1925), left a "Last Will and Testament" (遺囑) asking that the FNR be carried out, which his successors officially decided to respect. As a result the FNR became the official policy of the Party, and from 1928 to 1948 formed the "political tutelage" of the Party. This led to the dictatorship of the CNP.

## はじめに

中国国民党の100年余りの歴史の中で、創立者孫文がほぼ一貫して同党を指導した最初の30年余りは、第一に、辛亥革命を成功させてアジア最初の共和国を樹立し、第二に、それ以後組織の変遷を重ねながら、政治綱領、組織体制を次第に整えて、1928年の政権獲得の基礎を築いた点で、極めて重要な時期であった。

さらに第三に、三民主義を始めとする国民党の理論、政策の諸原則は、ほとんどすべて孫文時代に著作あるいは宣言として生み出され、後の党の行動に大きな影響を及ぼした。これらの諸原則の中で、特に全国統一後の国民党政治のあり方を長期にわたって制約したものに建国大綱、すなわち「国民政府建国大綱」がある。

「国民政府建国大綱」は、国民党の広東政府が、国民政府となって「軍政」時期の軍事行動により全国を統一した後、国民党独裁の「訓政」を経て多党政治の「憲政」を実現するという、1906年の「中国同盟会革命方略」に淵源を持つ、いわゆる「革命の三段階論」を核心とした25カ条の建国プログラムであり、1924年に孫文によって制定された。このプログラムは1928年の全国統一後に実行に移され、国民党政治の一つの特徴となった。

従来、建国大綱については、「革命の三段階論」や政治制度論への関心からいくつかの研究がある<sup>1)</sup>が、その制定の過程はあまり注目されてこなかった。例えば建国大綱の制定時期に関しては、台湾を中心に、多くの研究が一全大会において制定されたと見ている<sup>2)</sup>が、他方一全大会では採択されていないとする研究もある<sup>3)</sup>。では建国大綱はいつ、どのように制定されたのであろうか。

小稿は、まずこの建国大綱が出現し、制定される過程を考察する。次に、

制定された建国大綱が孫文没後にどのような扱いを受けたか、また以後の国民党政治においてどのような役割を果たしたかについて概略的な検討を行なう。それによって建国大綱制定の意義、さらには党史における孫文時代と孫文以後の時代との関係を考えるいささかの手がかりが得られるのではないかと思う。

## 一 一全大会における建国大綱

### (1) 「正式政府樹立」問題

1924年1月4日、広州で国民党政権の「大本営政務特別大会」が開催され、孫文出席の下で、「正式政府樹立問題」、「北伐出兵問題」、「財政統一問題」の3つの問題が論議された。この内、孫文が第一の議題とした「正式政府樹立」とは、北京の直隸派政権との和平統一の可能性が消滅し、また「政府の名義」がないために「閩余の回収」交渉が難航している状況の下で、大元帥府を正式政府に改組することによって、「対内的には国民の見る目を改めさせ、対外的には国際問題を解決」しようとするものであった。この方針は会議で支持され、さらに新政府の名称も、表決の結果、「建国政府」と決まった<sup>4)</sup>。

ただ、この「正式政府樹立」問題は革命運動上の重大問題であり、一全大会で承認を得る必要があった。孫文はまた、正式政府が革命の完成までの期間に実施すべき政策とその手順を、明確なプログラムとして制定しておくべきだと考えたのであろう。会議後間もなく汪精衛、胡漢民、廖仲愷を広州に呼び戻し、彼らと相談しつつ<sup>5)</sup>、建国大綱の作成に取りかかった。そして、孫文は1月18日までに「国民政府建国大綱」<sup>6)</sup>（以下、この1月作成の建国大綱を「1月大綱」と呼ぶ）を書き上げ、一全大会での採択を目指した。

## (2) 「国民政府樹立の必要」案と建國大綱

国民党一全大会は1月20日に始まったが、同日の午後、大会宣言案の提案に続いて、「国民政府樹立の必要（原文：組織国民政府之必要）」案が大会に提案され、審議された。

議長孫文が大会宣言審査委員の選定で中座したため、胡漢民が代理議長となり、議長団の林森が「国民政府樹立の必要」案の説明をした。林森は、人民に対する政治的責任から、「現在国民政府を樹立することが是非とも必要である」と述べ、「二大要点」として、「一、国民党はこの最小限度の政綱（大会宣言案中の「国民党の政綱」を指す——引用者）を原則として国民政府を樹立すべきである；二、国民党はこの主義（大会宣言案中の「国民党の主義」を指す——引用者）を工業、商業の実業各界及び農民、労働者、兵士、学生そして一般大衆に宣伝し、人々に統一された国民政府を樹立することの必要性を知らせなければならない」の2課題を挙げ、「今まずこの提案を全体で承認してほしい。それからこの2つの要点を全力で実行するのである」と結んだ<sup>7)</sup>。

大会代表の沈定一が「本案の内容は大会宣言案の内容と一括して審査すべきである」と発言し、付議を認めるものが10人以上出たところで、孫文が一時戻り、国民政府の樹立について説明を行なった。

孫文は、一全大会の目的は「一、本党の改組；一〔二〕、国家の建設」の2つであり、このうち「国家の建設」については、「一、直ちに大元帥の政府を国民党の政府に変える；二、まず建國大綱を採択し、それから各方面に宣伝して、人民がその内容を理解し、団体を結成して政府の実現を求めるようにする」の2つの問題を検討しなければならないと述べた<sup>8)</sup>。

孫文はまた、「これまで我々は具体的な筋道を持っていなかったが、今は持っている。これを知識人、農民、労働者、商工業者の各界に宣伝すれば、彼らは必ず賛同を表明する」のであり、そうならば「どうして軍閥が倒れないことがあろうか、どうして革命が成功しないことがあろうか」と

論じた<sup>9)</sup>。孫文の言う「具体的な筋道」とは、当然建国大綱（「1月大綱」）のことと思われる。

孫文が説明終了後再び退席すると、大会代表の李次栄は「今はまずどのような政府を樹立するかを討論し、それから樹立のための大綱とその内容を討論するべきである」と主張し、これに対し廖仲愷は「建国は当然のことであり、討論の必要はない」と反論した。その後茅祖権は沈定一と同じく審査に回すことを求め、江偉藩はこれに対して「直ちに討論に付す」ことを主張するなどの応酬があったが、代理議長の胡漢民が時間の切迫を理由に、「討論に際しては提案者（林森を指す——引用者）の2つの要点の範囲から外れないように」と討論の方向に枠をはめる<sup>10)</sup>と、毛沢東は「この議案は“国民政府樹立の必要”を言っているものであり、どうやって政府を樹立するか、またいつ政府を樹立するかについては全然説明していないから、議長はこの表題で採決してほしい」と発言し、胡文燦も同意見を述べた。そこで胡漢民は「この提案はもともと決議案である」と述べて採決に移り、「国民政府樹立の必要」という事のみが可決された<sup>11)</sup>。

建国大綱が「国民政府樹立の必要」決議に盛り込まれなかった原因について、建国大綱に批判的であった瞿秋白は、「ボロディン及び中国共産党員の“圧力”によるもの」と回想している<sup>12)</sup>。しかし、ボロディン自身は、建国大綱が「ユートピア的政府綱領」であって「実際の意義はない」と考えながらも、孫文に「綱領は完成させなければならず、また公表すべきである」と話したと書き残している<sup>13)</sup>。共産党員が瞿秋白の言うように建国大綱に批判的であったとしても、少数の共産党員だけの「圧力」で建国大綱の採択を阻止できたとは思えない。国民党員にも、胡漢民のように建国大綱の採択に消極的な人々がいたことを考えないわけにはいかない。

建国大綱の不採択は、「一全大会会議録」を読む限りでは、建国大綱を審議すべきかどうかを決める際に議長の孫文が退席していたこと、そしてその間に毛沢東らが建国大綱の問題を棚上げして、国民政府の樹立が必要かどうかのみについて採決を求め、代理議長の胡漢民がこれに同調したこ

とによるように思われる。毛沢東、胡漢民らは建国大綱の採択に消極的であったが、孫文が議長席にいても建国大綱が採択されなかったかどうかは疑問である。

### (3) 建国大綱の「国民党の政綱」への繰り入れ

建国大綱は、「国民政府樹立の必要」決議案には盛り込まれなかったが、完全に廃棄されたわけではなかった。

大会2日目の1月21日の午後、戴季陶、胡漢民の2人の大会宣言審査委員は口頭で審査の中間報告を行なったが、その内容は、「中国国民党第一次全国代表大会宣言と国民政府建国大綱を一括して討論」し、「建国大綱の条項を削減して宣言案第4項の国民党の政綱内に繰り入れる」というものであった<sup>14)</sup>。

では、建国大綱の「国民党の政綱」への繰り入れとはどういうことであろうか。〈表1〉は、一全大会宣言の「三、国民党の政綱 乙 対内政策」と建国大綱（「1月大綱」）の関連部分を比較対照したものであるが、政綱中の「対内政策」に掲げられた（一）～（三）及び（五）は、「1月大綱」の第9、11～13、15～18条を使って作ったものと判断される。「対内政策」の（十五）も「1月大綱」の第10条に依拠したと見てよいであろう。

繰り入れの対象となった9つの条項は、多くが「革命の三段階論」と直接関わらない一般的な政策の部分である。また第16、17両条は、「憲政開始時期」の政策を述べたものであるが、「国民党の政綱」では実施時期の限定を取り除いた表現になっている。総じて、「革命の三段階論」を避けた繰り入れを行なっていると言える。

建国大綱の「国民党の政綱」への部分的な繰り入れの理由については、『民国日報』（上海）で、「第一に政綱が一層精彩を増すし、第二に両者は重複していない」と説明されているだけで<sup>15)</sup>、大会宣言審査委員などの間でどのような議論があったのか不明である。

建国大綱の取り扱いについては、「国民党の政綱」への繰り入れなどを

表1 一全大会宣言と建国大綱の関連部分対照表

一全大会宣言 三、国民党の政綱 乙 対内政策

(一) 關於中央及地方之權限，採均權主義。凡事務有全國一致之性質者，劃歸中央；有因地制宜之性質者，劃歸地方。不偏於中央集權制或地方分權制。

(二) 各省人民得自定憲法，自舉省長；但省憲不得與國憲相抵觸。省長一方面爲本省自治之監督，一方面受中央指揮，以處理國家行政事務。

(三) 確定縣爲自治單位。自治之縣，其人民有直接選舉及罷免官吏之權，有直接創制及複決法律之權。

土地之稅收，地價之增益，公地之生產，山林川澤之息，礦產水力之利，皆爲地方政府之所有，用以經營地方人民之事業，及應育幼、養老、濟貧、救災、衛生等各種公共之需要。

各縣之天然富源及大規模之工商事業，本縣資力不能發達興辦者，國家當加以協助。其所獲純利，國家與地方均之。

各縣對於國家之負擔，當以縣歲入百分之幾爲國家之收入，其限度不得少於百分之十，不得超過於百分之五十。

(五) 釐訂各種考試制度，以救選舉制度之窮。

(十五) 由國家規定土地法、土地使用法、土地徵收法及地價稅法。私人所有土地，由地主估價呈報政府，國家就價徵稅，並於必要時依報價收買之。

出所：広東省社会科学院ほか編「孫中山全集」第9卷，中華書局，1986年，123～125頁。

行なわず、もう一度単独の議案として大会での採択を目指すという選択肢もあったと思われる。孫文ら国民党指導部がその道を選ばなかったのは、建国大綱の核心である「革命の三段階論」については党内に異論があり、そのような議案の提出は避けるべきだと判断したからではないだろうか。



\* 下線部分は共通する字句を示す。

\* 各条項はいずれもその全文を収録。

---

国民政府建国大綱（1月大綱）

---

十七 在此時期，中央與省之權限，採均權主義。凡事務有全國一致之性質者，劃歸中央；有因地制宜之性質者，劃歸地方。不偏於地方中央集權或地方分權。

十六 凡一省全數之縣皆達完全自治者，則為憲政開始時期。國民代表會得選舉省長，以為本省自治之監督；至於該省內國家行政，則省長受中央之指揮。

十八 縣為自治單位，省立於中央與縣之間，以收聯絡之效。

九 一完全自治之縣，其國民有直接選舉官員之權，有直接罷免官員之權，有直接創制法律之權，有直接複決法案之權。

十一 土地之歲收，地價之增益，公地之生產，山林川澤之息，礦產水力之利，皆為地方政府之所有，而用以經營地方人民之事業，及育幼、養老、濟貧、救災、衛生與夫種種公共之需。

十二 各縣之天然富源與及大規模之工商事業，本縣之資力不能發展與興辦，而須賴外資乃能經營者，當由中央政府為之協助；而所獲之純利，中央與地方政府各沾其半。

十三 各縣對於中央政府之負擔，當以每縣之歲收百分之幾為中央歲費，每年由國民代表定之；其限度不得少於百分之十，不得加於百分之五十。

十五 凡候選及任命人員，無論中央與地方，皆須考試認定資格者乃可。

十 每縣開創自治之時，必須先規定全縣私有土地之價，其法由地主自報之，地方政府，則照價徵稅，並可隨時照價收買。自此次報價之後，若土地因政治之改良、社會之進步而增價者，則其利益當為全縣人民所共享，而原主不得而私之。

---

出所：『総理手書建国大綱』，東洋文庫所蔵。

そうであれば、「国民党の政綱」への繰り入れは、建国大綱を少しでも生かすための一つの方法であった。ただ、この繰り入れにより建国大綱の価値は「革命の三段階論」だけとなり、全党の承認を得るのが一層困難になったとも言えよう。

1月23日午後、戴季陶、胡漢民の2人の大会宣言審査委員は、「1月大綱」中の前述した一部条項を盛り込んだ大会宣言修正案を大会に報告し、修正案は討論を経て、そのまま全会一致で可決された<sup>16)</sup>。「1月大綱」は、一全大会において全体としては採択されなかったが、「革命の三段階論」と関係の薄いいくつかの一般的政策は大会宣言の中に加えられた。

## 二 建国大綱の改定と制定

### (1) 建国大綱の改定と再改定

国民政府の樹立問題は、その後、一全大会での決議にもかかわらず、頓挫してしまった。それは、第一に、陳炯明軍の抵抗により「東江地区が平定されておらず、省の政権が確立できていないのに、どうして国の政府を作れようか」という客観情勢があり、第二に、国民党の内部でも、実力がないのに政府だけ組織しても「外交上国際的信用を得られるとは限らない」し、また広東だけで政府を作るのは反直「三角同盟」に悪影響を及ぼすという意見が強かったからであった<sup>17)</sup>。このため、「国民政府の話は、急いでいたものがゆっくりになり、さらに沈静化して、ついに消滅」してしまった<sup>18)</sup>。

国民政府樹立の見通しが遠退く状況の下で、孫文は建国大綱を世に出そうとする行動に出た。孫文は、2月20日頃「1月大綱」の文言を一部「改定」し<sup>19)</sup>、同月22日以降『広州民国日報』、『民国日報』（上海）、『申報』などの各紙に発表した<sup>20)</sup>。この改定建国大綱（以下、「2月大綱」と呼ぶ）は、党機関紙の『広州民国日報』と『民国日報』（上海）では「国民政府大綱草案」となっており、まだ党内で正式に承認されたものではないことを示している。

このうち『広州民国日報』の記事は、「2月大綱」の掲載に続けて、「この大綱の条文は、影響が極めて大きい。将来修正があるかどうか、また建

国政府が実際にこの大綱通りに成立できるかどうか、こうしたことへの影響が重大なので、記者は文を書いて判断を下すわけにはいかない」と述べている<sup>21)</sup>。これは、建国大綱が党機関紙の記者にとってうかつに批評できない性質の文献であったことを示し、党内での評価が分かれていること、またそれにもかかわらず公表されたことが窺われる。

『広州民国日報』より1週間遅れて「2月大綱」を掲載した『民国日報』（上海）は、こうした問題を意識してか、その記事の冒頭で「2月大綱」公表の意図について若干の説明を行なっている。同記事はまず、一全大会が国民政府の樹立を決議したことについて、「提案の意味」は「即刻組織して成立させることではなく」、「今後国民の賛同を求め、国民政府の趣旨を宣伝しようというもので、『いつ樹立するか』や『どういうやり方で樹立するか』はまだ定めていない。孫中山先生自身でさえ、この点については、何か決まった考えを持っているわけではない」と説明し、続いて、「組織大綱（「2月大綱」を指す——引用者）発表の意味は、ただ一条一条列挙して、国民に『この大綱に基づいて樹立される政府を皆さんは必要としますか』と「問いかけて、国民に返答を求めるだけである」と述べ、「他の新聞」が「ある人物がやめるよう忠告」したなどと言っているのは「憶測」にすぎないと付言している<sup>22)</sup>。

「ある人物がやめるよう忠告」したというのが具体的にどういう事かは不明であるが、党内に建国大綱あるいはその公表に批判的な意見があったことを指すのであれば、それは必ずしも「憶測」とは言い切れない。建国大綱が党内で広く支持されているならば、「草案」段階で、発表主体が不明確なまま新聞発表する必要はないし、党機関紙の記者が、掲載しながら論評を避けるようなことはないであろう。

おそらく孫文は、党内の建国大綱に対する評価が厳しいことを認識し、建国大綱が早期に党内で正式承認される見込みは薄いと考え、新聞発表によって直接党内外の人々に建国大綱への支持を求める行動に出たのであろう。記事の前半部分で国民政府の樹立を急いでいないと述べているのは、

政府樹立の見通しが遠退いたことを釈明するとともに、政府樹立の問題と切り離して建国大綱を提起する意味合いもあったように思われる。建国大綱の提起の仕方が控えめなのは、国民向けというだけでなく、党内の建国大綱に批判的な人々に配慮したためではないだろうか。

孫文はさらに4月12日、「2月大綱」を再改定したものを手書した<sup>23)</sup>。この再改定建国大綱（以下、「4月大綱」と呼ぶ）は、建国大綱の最終版として、孫文の「遺教」の重要な一部分となるが、その公表は孫文死後の翌25年4月であり、それまでは後述するように「2月大綱」が宣伝されることになる。「1月大綱」、「2月大綱」及び「4月大綱」の字句の異同状況については、〈表2〉を参照されたい。

## (2) 第二次直奉戦争と建国大綱の制定

1924年9月17日の第二次直奉戦争の勃発は、孫文と国民党にとって革命運動の停滞状況を打開する好機となった。翌18日、国民党は直隸派軍閥と帝国主義の打倒を掲げた「北伐宣言」を発し、まもなく国民党軍の一部は北伐を開始した。

そして9月24日、孫文は「建国宣言」を発表した。その内容は、「革命の目的は三民主義を実行することであり、三民主義の実行にはその方法と手順がなければならない」と主張した上で、辛亥革命の失敗は「臨時約法が不完全だったことによるのではなく、軍政、訓政の両時期を経ずに、すぐ憲政に入ってしまったことによる」と指摘し、「今後の革命」は「その飛び越してはならない順序を定めておくべきである」という考えから、「国民政府建国大綱二十五条」を「制定」したと述べ、「本政府は、今後革命の勢力が及んだ地域において本政府の号令に従う者は、建国大綱の実行を唯一の職責とすべきであると厳粛に宣言する」と結んで、そのあとに建国大綱（「2月大綱」）を全文掲載したものである<sup>24)</sup>。

孫文が「建国宣言」を発表した理由としては、西南各省の「一致北伐」の実現のために、「各省に建国政府の内容を理解させ、従わせる」必要があっ

表2 建國大綱3種の異同対照表

条項	1月大綱	2月大綱	4月大綱	備考
2	建設大計畫	建築大計劃	(同左)	
3	人民之知識	人民之政治知識	(同左)	
4	故對國內之 同時修改	故對於國內之 並同時修改	(同左)	* 2
6	而政府一面	(同左)	政府一面	
7	一省完全 <u>底</u> 定	一省完全 <u>底</u> 定	(同左)	底：孫文の誤字か？
9	複決法案	(同左)	複決法律	
11	救災衛生	救災醫病	(同左)	
12	須賴外資	(同左)	須外資	
	各沾其半	各占其半	(同左)	沾：孫文の誤字か？
14	國民代表	國民代表一員	(同左)	
15	任命人員	(同左)	任命官員	
	須考試	須經中央考試	(同左)	
	詮定	(同左)	詮定	
16	以爲本省自治	爲本省自治	(同左)	
17	均權主義	(同左)	均權制度	
	不偏於地方中央	不偏於中央	(同左)	地方：孫文の書き誤り。
18	自治單位	自治之單位	(同左)	
22	本建國大綱	本於建國大綱	(同左)	
23	省分	(同左)	省份	
24	大會行使	(同左)	大會行使之	
	政府官吏	(同左)	政府官員	
25	施行全國大選舉	(同左)	行全國大選舉	

注 \* 1：下線部分は加除または修正された部分。

\* 2：「2月大綱」のこの部分は、「申報」では「故對國內之」となっているが、他の新聞ではいずれも「故對於國內之」となっているので、「申報」の脱字と判断した。

出所 1月大綱：〈表1〉と同じ。

2月大綱：「廣東國民政府建國大綱」「申報」1924年2月28日。

4月大綱：「建國大綱」(写真)、秦孝儀主編「國父全集」第1冊、近代中国出版社、1989年、口絵。

たという指摘がある<sup>25)</sup>。しかし、宣言の内容、及び宣言の発表後間もなくこの宣言5万枚を省内各県に配布する命令が出された<sup>26)</sup>ことからすれば、宣言の対象は上層の軍人、政治家に止まるものではないだろう。孫文は、

第二次直奉戦争の開始によって建国大綱実施の機会、さらには国民政府樹立の機会が到来したと考え、広く国民に建国大綱、とりわけ「革命の三段階論」への賛同を呼びかけようとしたものと思われる。

「革命の三段階論」は、孫文の同盟会時代以来の持論であった。孫文は1913年の第二革命の失敗後、一層「革命の三段階論」を重視するようになり、1914年7月の「中華革命党総章」や1920年11月の「中国国民党総章」にこの考えを明記した。しかし、その後「革命の三段階論」は党の規約類から外されていた。従って国民党が建国大綱を採択するならば、それは「革命の三段階論」を再び全党的方針として確定することを意味した。

一全大会での試みは失敗したが、孫文は「革命の三段階論」の制定を放棄しなかった。同大会後における「2月大綱」の公表、「4月大綱」の手書、そして9月の大元帥による「建国宣言」という形での「2月大綱」の「制定」は、孫文の意気込みを示すものであった。孫文の建国大綱に対する重視は、12月中旬に李烈鈞を通じて北京政府の段祺瑞臨時執政に建国大綱を手渡した<sup>27)</sup>ことにも表れている。

### 三 建国大綱と訓政

#### (1) 「中華民国の犯すべからざる法典」

孫文の1924年9月における建国大綱の制定は、厳密には、広東「政府の名義で宣言」した<sup>28)</sup>ものであり、国民党としての正式な決定ではなかった。党として正式採択するという課題は依然残されていた。翌1925年3月12日、孫文は、建国大綱を党として採択する機会を得ぬままに北京で世を去った。

しかし、孫文はその死に際して「遺囑」を残した。「遺囑」が後継者に遵守を求めた4種の文献の中には、建国大綱と、「革命の三段階論」に言及のある「建国方略」が含まれていた。孫文の後継者たちは、孫文死去の2ヵ月後に開かれた1期三中全会において、「総理の遺囑に示されたすべ

ての遺教を全面的に受け入れ、同志全員と共に必ず指示通りに行なうことを誓う」と決議し<sup>29)</sup>、1926年1月の二全大会も、「一致して総理の遺囑を遵守する」と宣言した<sup>30)</sup>。ここに、建国大綱は全党の承認を獲得した。

国民党は、1928年に全国を統一すると、建国大綱に基づいて訓政を開始した。1929年3月の三全大会は、「建国大綱」、「三民主義」、「建国方略」などの孫文の5つの著作を「訓政時期における中華民国最高の根本法」と決議し、このうち建国大綱については、「中華民国根本法的具体部分」また「中華民国の犯すべからざる法典（原文：中華民国不可逾越之憲典）」と位置付けた<sup>31)</sup>。

## (2) 訓政時期約法への継承

建国大綱はこのように評価されたが、訓政が建国大綱に厳密に依拠して実施されたとは言えない。例えば、「五院」（行政院、立法院、司法院、考試院、監察院）は、建国大綱では「憲政開始時期」に設置すると規定されているが、実際には国民党内の対立の妥協策として、1928年の訓政開始時から設置された。

また、建国大綱のみに依拠して訓政を行なうことは不可能であった。建国大綱の内容の詳しい検討は小稿の課題ではないが、特に訓政時期の政治制度や訓政から憲政への移行の手順については、その記述は大まかで、不明確なところもあり、訓政実施の拠り所としては不十分であった。訓政の実施には、別に基本法を作る必要があった。しかし建国大綱は、それまで孫文の持論であった訓政時期における「約法」制定について全く言及しておらず、このため蒋介石ら国民党中央は、1928年に6項目の簡単な「訓政綱領」を制定しただけで、「約法」の制定には消極的であった。

1929年、胡適らは憲法あるいは「約法」の制定を求める運動を起こし、翌30年、汪精衛ら国民党内の反蔣派も「約法」の制定を要求し、汪らは建国大綱に規定されているのは「皆約法の要点である」<sup>32)</sup>という考えから、建国大綱全文をそのまま第1章とする全8章211条の「中華民国約法草案」、

いわゆる「太原約法草案」を起草した<sup>33)</sup>。

こうした運動に押されて、31年5月、蔣介石の主導下に「中華民國訓政時期約法」全89条が制定され、6月に公布・施行された。訓政時期約法は、人権保障規定などは「中華民國約法草案」に劣るが、建国大綱の不備を補って訓政の基本法となった点に一定の積極的意義を持っていた。建国大綱は訓政時期の基本法の地位を訓政時期約法に譲ったが、その後も訓政の根本綱領としての権威を持ち続けた。

訓政の期間は、建国大綱には規定がなかったが、「建国方略」には6年とあり、1929年6月の3期二中全会で1935年の訓政終了が決定された。しかしこの決定は守られず、日中戦争が始まると、訓政の終了は戦後の課題となった。

日中戦争終了後の46年1月、重慶で開催された各党派参加の政治協商会議において、いわゆる5項協議が成立し、訓政の終了と憲政の実施に向けて、国民政府の改組、国民政府が36年に作った憲法草案（いわゆる「五五憲草」）の修正、国民大会の5月開催と憲法制定などが合意された。しかし、同年3月の国民党6期二中全会は、(1)「憲法の制定は、建国大綱を最も基本の根拠とすべきである」、(2)国民大会は「建国大綱に規定された職権を行使すべきである」などの主張を決議し<sup>34)</sup>、5項協議に従う意思のないことを宣言した。この(1)と(2)の主張は、国民党主導で訓政を終了させ、憲政時期においても政権を保持しようとする党の方針から出たものと言えるが、建国大綱に忠実な立場を表明するものでもあった。

5項協議に基づく平和的な訓政終了の道は閉ざされ、国共内戦の中で、46年12月に中華民國憲法が制定され、48年5月に訓政が終了して「憲政」が始まった。「憲政」の実現により、長く国民党の訓政を理論的政策的に支えてきた建国大綱はその使命を終えた。



## おわりに

1924年1月、孫文は「革命の三段階論」の完成版としての建國大綱を一大全大会に提起したが、大会では採択されず、その主として一般的政策を述べた部分が大会宣言の対内政策に繰り入れられるに止まった。大会後、孫文は字句上の改定を行なった上で一度公表し、さらに同年9月に大元帥の宣言という形で制定した。建國大綱は、孫文の死後に「遺教」の一部となり、さらに国民党の全国統一後は、「中華民國の犯すべからざる法典」として訓政の基本綱領となった。

建國大綱に基づいて訓政が行なわれ、その限りでは孫文の遺志は実現した。しかし訓政の第一の課題である「県自治」を通じての国民の政治能力の訓練については、国民党自身が認めているように、20年近い歳月を費やしたにもかかわらず失敗に終わった<sup>35)</sup>。内戦の中での「憲政」への移行も、孫文が思い描いていたものではなかっただろう。こうした点については、満州事変や日中戦争を起こした日本の責任も否定できないが、そもそも1920年代後半の中国に、国民のために訓政を必要とする客観的条件があったのであろうか。

建國大綱は、国民党の創立者であり総理でもある孫文が制定したものはあるが、孫文の後継者たちはその継承、実施に関して、政党指導者としてより慎重また柔軟であるべきではなかったか。孫文健在中に開かれた一大全大会は建國大綱をやんわりと拒否したが、孫文死後の1期三中全会は無条件に建國大綱を含む「遺教」の遵守を誓い、二全大会はこの決定を承認した。これは、孫文の遺志の尊重という一面を持つものではあったが、初代指導者の遺志が長く後継者たちを束縛するという大陸時代の国民党政治の一つの特徴の出現でもあった。

註

- 1) 張磊『孫中山思想研究』, 中華書局, 1981年, 陳瑞雲『現代中国政府』, 吉林文史出版社, 1988年, など。
- 2) 中国国民党中央委员会党史史料編纂委員会編『革命文献』第8輯(国民党十三年改組史料), 1984年合訂再版本, は, 一全大会初日, 孫文が「国民政府樹立の必要」案について説明した後, 「原案付属の建国大綱二十五条を厳かに提案して討論し, 原案通りに採択した」と述べている(106頁)。大陸では, 例えば馬育彬・張同新・李家泉等編『中国国民党歴史事件・人物・資料輯録』, 解放軍出版社, 1988年, は, 建国大綱が「国民党第一次全国代表大会で採択された」と述べている(56頁)。
- 3) 黄彦「關於中国国民党“一大”宣言的幾個問題」『中国社会科学』1987年4期。
- 4) 「三大問題之解決」『広州民国日報』1924年1月7日。その後, 一全大会までに新政府の名称が「国民政府」に変わった経緯については, 「建国」の語が, 徐樹錚の1921年の著書『建国詮真』や徐が1922年10月に福建省に設置した「建国軍政制置府」などですでに使われていたので, これを避けるべきであり, 国民党の革命なのであるから「国民政府と命名したほうがよい」という党内の意見に従ったためと言われている(「広東国民政府建国大綱」『申報』1924年2月28日)。
- 5) 「国内專電」『申報』1924年1月9日, 及び「広東建国政府之醞釀」, 同, 1月20日。前掲「広東国民政府建国大綱」『申報』1924年2月28日, では, 建国大綱は「大本營の某要人が起草」したと言っている。
- 6) 『総理手書建国大綱』, 東洋文庫所蔵, 出版者・出版年不明。この「1月大綱」は, 孫文が孫科に与えたものを印刷したもので, 大綱本文の後に「右建国大綱二十五条為今日再造民国必由之徑草成並書為科兒玩索(訳文: 右の建国大綱二十五条は, 今日民国を再生させるために必ず通らねばならない道筋であり, 素案を書き留めて, 息子孫科の熟読に供する)孫文(印) 民国十三年一月十八日作於広州」とある。
- 7) 「中国国民党第一次全国代表大会会議録」(以下, 「一全大会会議録」と略す), 中国第二歴史檔案館編『中国国民党第一、二次全国代表大会会議史料』(上), 江蘇古籍出版社, 1986年(以下, 「一、二次大会史料」(上)と略す), 12頁。
- 8) 「一全大会会議録」, 14頁。
- 9) 同上, 14頁。
- 10) 同上, 15~16頁。
- 11) 同上, 17頁。

一全大会に関する公刊された資料としては, 「国民党中執会檔案」に基づいた前掲「一、二次大会史料」(上, 下)の外に, 榮孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』(上, 下), 光明日報出版社, 1985年(以下, 「大会全会資料」と略す), がある。「大会全会資料」第一編の「中国国民党第一次全国代表大会」は, 国民党第3届中央執行委員会秘書処が1930年に発行した『中国国民党第一次全国代表大会記事録』を原資料にしている。ただ, 同資料には会議の議事録はない。同資料の大会「決議案」部分には, 「1, 組織国民政府

- 之必要提案」という項目があり、「民国十三年一月二十日第一次全国代表大会通過」と記されているが、その決議案の内容は、当日主席団の林森が「国民政府樹立の必要」案の趣旨説明の際に述べた「二大要点」約80華字に、孫文が1924年4月12日に手書した「国民政府建国大綱」全文を加えたものである(34～37頁)。1月の決議文に4月手書の建国大綱を載せるのは不自然で、後日の編集の跡を窺わせる。
- 12) 瞿秋白『中国革命と共産党』, 1928年。「瞿秋白談鮑羅廷」『鮑羅廷在中国的有関資料』, 中国社会科学出版社, 1983年, 236頁より再引用。なお、瞿はここで、「第一次代表大会においては、建国大綱は採択されていない」とはっきり述べている(同頁)。
  - 13) 亜・伊・勿列潘諾夫『中国国民革命軍の北伐』, 中国社会科学出版社, 1981年。「鮑羅廷筆記」(1924年), 前掲『鮑羅廷在中国的有関資料』, 22頁より再引用。
  - 14) 「兩日之国民党大会」『広州民国日報』1924年1月23日。採択された大会宣言の第3項にある国民党の政綱を「宣言案第4項」としているのは、原案では第4項に入っていたことによると思われる。
  - 15) 「国民党全国代表大会紀(三)」『民国日報』(上海)1924年1月29日。引用部分の原文「一俟政綱更有精彩, 二則兩者不重床疊架」の「俟」は、他の字、例えば「使」の誤植のように思われる。
  - 16) 「一全大会會議録」, 34～36頁。  
 実は、「三、国民党の政綱 乙 対内政策」の(五)は、1月23日に決まったものではなく、翌24日に孫文の動議により、追加されたものである(「一全大会會議録」, 39頁、及び「昨日之国民党大会」『広州民国日報』1924年1月25日)。「対内政策」の(五)と「1月大綱」の第15条は、共通する字句は「考試」だけであるが、官吏の「考試」を重視する趣旨は同じと考え、「1月大綱」からの繰り入れと見做した。
  - 17) 「広東国民政府建国大綱」『申報』1924年2月28日。
  - 18) 同上。
  - 19) 「国内專電」『申報』1924年2月22日。
  - 20) 「国民政府大綱草案」『広州民国日報』1924年2月22日、前掲「広東国民政府建国大綱」『申報』1924年2月28日、「国民政府大綱及其提案性質」『民国日報』(上海)1924年2月29日、及び「孫中山之国民政府大綱」『大公報』(天津)1924年3月2日。
  - 21) 同上「国民政府大綱草案」。
  - 22) 前掲「国民政府大綱及其提案性質」『民国日報』(上海)1924年2月29日。
  - 23) 「国民政府建国大綱」, 及び「孫先生手書建国大綱真蹟」(写真版), ともに『民国日報』(上海)1925年4月12日, 追悼孫中山先生増刊。
  - 24) 「大元帥之重要宣言」『広州民国日報』1924年9月25日。この宣言は次の各紙記事にも掲載されている。毅廬「孫中山之建国宣言」『申報』1924年10月1日, 「大元帥宣布建国大方針」『民国日報』(上海)1924年10月2日, 「孫中山發表建国大綱全文」『大公報』(天津)1924年10月6日, 及び「大元帥宣布建国大方針」『民国日報』(上海)1924年10月10日, 国慶増刊。この内、『民国日報』(上海)

- の両記事は、いずれも建国大綱の第24、25条が欠落している。
- 25) 毅廬「孫中山之建国宣言」『申報』1924年10月1日。
  - 26) 「大元帥宣言分發各県」『広州民国日報』1924年9月30日。
  - 27) 「国内專電」『申報』1924年12月18日。「建国についての意見二十五条」となっているが、建国大綱のことと思われる。なお、段祺瑞側の反応については、「執政府はこれにあまり関心を示さなかった」とある。
  - 28) 「根拠総理教義編制過去一切党之法令規章以成一貫系統；確定総理主要遺教為訓政時期中華民國最高根本法案」(1929年3月21日)、『大会全会資料』(上)、655頁。
  - 29) 「中国国民党第一屆中執会第三次全体会議通過關於接受孫中山遺囑之訓令決議案」(1925年5月25日)、『一、二次大会史料』(上)、116頁。
  - 30) 「中国国民党第二次全国代表大会宣言」(1926年1月13日)、同上書、449頁。
  - 31) 前掲「根拠総理教義編制過去一切党之法令規章以成一貫系統；確定総理主要遺教為訓政時期中華民國最高根本法案」、654～656頁。
  - 32) 汪精衛「再論約法」『大公報』(天津)1930年10月29日。
  - 33) 「太原拡会約法草案」『大公報』(天津)1930年11月1日及び2日。
  - 34) 「国民党六届二中全会對於政治協商會議報告之決議」(1946年3月16日)、『政治協商會議資料』、四川人民出版社、1981年、407～408頁。
  - 35) 拙稿「国民党『訓政』と抗日戦争」、中央大学人文科学研究所編『日中戦争——日本・中国・アメリカ』、中央大学出版部、1993年、参照。